

1. 公益信託とは

公益信託とは、委託者がその資金を一定の公益目的に役立てるために信託し、受託者である信託銀行等が信託管理人の監督のもとにその資金を管理・運用するとともに、運営委員会の意見にもとづいて助成先の決定、助成金の交付等、公益事業の実現に必要な業務を遂行していく制度です。公益信託の設定には、その公益目的業務を所管する主務官庁の許可が必要であり、また発足後も主務官庁による監督、指導を受けますので、公正、適正な運営が確保されています。

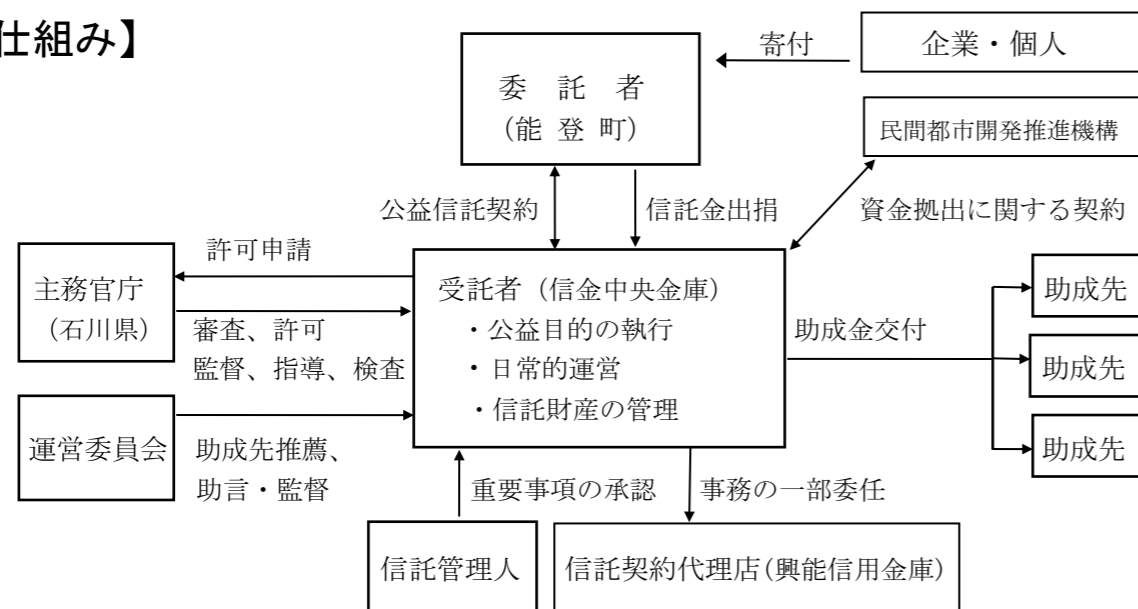
能登町では、住民主体のまちづくり活動をソフト面から支援し、地域の振興とまちづくり活動の活性化を図ることを目的に、平成8年10月に「公益信託能登町エンデバーファンド21」を発足させ、活動しております。また、平成18年度からは、民間都市開発推進機構からの拠出金を活用した施設整備等のハード面への助成を加え、支援の幅を広げています。

2. 「公益信託能登町エンデバーファンド21」とは

【あらし】

- ・発足日 平成8年10月4日
- ・設定の趣旨 魅力的なまちづくりを進めるには、地域住民自身が主体となって取り組むことが必要ですが、とかく行政主導のまちづくりになってしまう傾向があります。そこで、住民、行政または企業のいずれにも属さない中立的な立場で、住民主体のまちづくり活動をソフト面から積極的に支援するため、まちづくり活動の調査研究や交流活動等に対する助成を行うことにより、地域の振興とまちづくり活動の活性化を図ることを目的に公益信託を設定したものです。
- ・信託財産 能登町および民間都市開発推進機構からの拠出金を主体に民間の企業・個人等からの寄付金を加えて構成されています。
(令和4年9月末時点残高 約57百万円)
- ・助成の実施 10月～12月頃申請者を募集し、運営委員会の審査を経て翌年5月頃に助成を行っています。なお、助成はその内容を充実させるため、信託財産の運用収益に加えて、信託元本の一部を取崩して行っています。

【仕組み】



3. 助成対象および助成金額

【助成対象】

能登町において、まちづくり活動に取り組むグループ等に対し、その企画内容に応じて助成を行います。なお、助成先の選定および助成金額の決定等については、学識経験者等で構成される運営委員会の審議・助言を受けて行われます。

【助成事業の内容】

助成対象事業は、次のとおりです。

- ①まちづくり活動の調査研究
- ②地域における環境の保全や改善等に関するまちづくり活動の企画または提案づくり
- ③地域における環境の保全や改善等に関するまちづくり活動の実施
- ④まちづくり活動に取り組むグループ相互間の交流、情報交換等
- ⑤地域振興、観光振興等のための施設整備等への支援
- ⑥その他本信託の趣旨を達成するために必要な事業

【助成金額】

原則として年間の助成金額は、総額で800万円程度を予定しています。個々の助成金額については、その範囲内で申請内容等を個別に審査して決められます。

(単位：万円)

助成内容	助成予定金額
まちづくり活動の調査研究等に係る助成（ソフト事業）	500
地域振興、観光振興等のための施設整備等に係る助成（ハード事業）（※）	300
合計	800

※ ハード事業については、原則として民間都市開発推進機構から拠出した資金を原資として助成しますが、当機構の定めにより、助成対象事業費の4/5を上限とします。

ただし、助成施設等の所有が個人または営利企業に属するもの（当該施設等が継続的にまちづくり活動に使用される場合を除く。）は、助成対象事業費の1/2を上限とします。

4. これまでの助成実績について

本信託が発足した平成8年度から令和4年度までの助成実績は、合計108件、154百万円となりました。

令和4年度の助成先および助成金額は、次のとおりです。

(単位：万円)

グループ名	申請テーマ	金額
ノトベリー	キッチンカーを活用した能登町産ブルーベリーの観光農園運営及び能登町産ブルーベリーのPR	499

